株 主 各 位

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社千趣会

代表取締役社長 田邉道夫

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、<u>書面又はインターネット等により議決権を行使することができます</u>ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、<u>次頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って平成26年3月27日(木曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。</u>

敬具

記

- **1. 時** 平成26年3月28日(金曜日)午前10時
- 2.場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号 帝国ホテル大阪 3階 エンパイアルーム

(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照 くださいますようお願い申しあげます。)

- 3. 目 的 事 項 報 告 事 項
- 1. 第69期(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第69期(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策) の一部改訂・継続の件

以上

- ○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別 注記表 につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブ サイト(http://www.senshukai.co.jp/soukai)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類 には記載しておりません。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、本招集 ご通知添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
- ○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願 い申しあげます。
- ○株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネッ ト上の当社ウェブサイト(http://www.senshukai.co.jp/soukai)に掲載させていただきます。
- ○当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しており ます。

《議決権行使についてのご案内》

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日(平成26年3月27日 (木曜日))午後5時30分までに到着するようご返送ください。

2. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことに よってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス http://www.web54.net

*バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使 サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の 取扱説明書をご確認ください。 (QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コ ード! 及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って替否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成26年3月27日(木曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの 行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議 決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって、複数回数、又はパソコンと 携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わ せていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご 負担となります。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせく ださい。

> 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策や金融緩和政策等により株価の上昇及び円安が進行し、企業収益や個人消費に持ち直しの動きが見られるものの、一部の動きにとどまり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。小売業界におきましても、百貨店では、一部の高額品の売行きが好調となりましたが、小売業界全体としてはまだまだ厳しい状況が続いております。通信販売業界におきましては、スマートフォンやタブレットなどモバイル端末の普及に伴うネット通販市場の拡大やネットとリアルの融合による更なる広がりもあり、売上高は年々増加し続けておりますが、他業種からの参入やM&Aなどもあり競争がますます激しくなっております。

このような経営環境のなか、当社グループは今年度を最終年度とする『中期経営計画』 を掲げ、成長戦略を推進し目標達成に向け、グループー丸となって取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は、通信販売事業における売上減少により、1,415億52百万円(前期比2.9%減)となりました。

利益面に関しましては、売上総利益率の改善と販売費及び一般管理費の削減により、営業利益は40億19百万円(前期比90.5%増)となりました。経常利益は、46億31百万円(前期比67.5%増)、当期純利益は、固定資産除売却損等により、40億46百万円(前期比99.4%増)となりました。

事業別概況

(通信販売事業)

カタログ事業と頒布会事業を合わせた通信販売事業の当連結会計年度の売上高は、1,264億98百万円(前期比3.0%減)となりました。売上高は減少したものの、利益面に関しましては、戦略商品の売上増加や商品価格帯の見直し等により売上総利益率は改善いたしました。また物流の効率化による物流関連費の削減、印刷関連費用の見直しによる

カタログ関連費の削減などにより、営業利益は、大幅に増加し28億40百万円(前期比185.6%増)となりました。

①カタログ事業

カタログ事業では、様々な種類のカタログとオンラインショップである「ベルメゾンネット」を通して、多彩なジャンルで生活提案を行うとともに千趣会らしさにこだわったオリジナル商品を多数開発しております。

当連結会計年度は、スマートフォンやタブレットの普及に伴うシステム強化によりネット売上、なかでも純ネット売上(※)は増加いたしました。しかしながら天候不順等による衣料品や服飾雑貨の売上減少により、売上高は1,181億35百万円(前期比2.6%減)となりました。(※ 純ネット売上:ネット上で商品をカートに入れることによる売上)

②頒布会事業

頒布会事業は、オフィスで働く女性を中心に、グループ及び個人の会員の皆様に、毎月 定期的にオリジナル商品をお届けするという販売形態をとっており、他の通販会社とは異 なる独自のシステムで事業を展開しております。

当連結会計年度の売上高は、会員数及び取引先件数の減少により83億62百万円(前期比8.8%減)となりました。

(ブライダル事業)

ハウスウェディングを中心とするブライダル事業の当連結会計年度の売上高は、新店舗オープンによる寄与及び結婚式単価の増加により107億31百万円(前期比5.2%増)となりました。営業利益は、7億1百万円(前期比6.7%減)となりました。

(法人事業)

法人向けの商品・サービスを提供する法人事業の当連結会計年度の売上高は、38億38百万円(前期比0.1%増)となりました。営業利益は3億93百万円(前期比0.8%減)となりました。

(その他)

旅行・クレジットなどを主とするサービス事業と店舗でのペット用品の販売を行うペット事業を合わせた、その他の事業の当連結会計年度の売上高は、ペット事業の撤退により4億84百万円(前期比61.6%減)となりました。営業利益は83百万円(前期は33百万円の営業損失)となりました。

(単位:百万円)

事業セグメント別売上高

事セタ	事 業 の 種 類 別 セ グ メ び 品 目		第 6 平成24年 1 平成24年12	8 期 月 1 日から 月31日まで	第 6 平成25年 1 平成25年12	月 1 日から	前期比増減額 (△は減)	前期比増減率 (△は減)	
1	小小 <i>)</i>	X O 00		金額	構成比	金額	構成比		, ,,,,
通	衣	料		58,882	40.4%	57,426	40.6%	△1,455	△2.5%
信	1	ンテリ	ア	32,285	22.2	32,141	22.7	△143	△0.4
販	生	活 雑	貨	18,283	12.5	18,144	12.8	△138	△0.8
	服	飾雑	貨	15,240	10.5	13,929	9.8	△1,310	△8.6
売	食			3,958	2.7	3,473	2.5	△484	△12.2
事	そ	\bigcirc	他	1,807	1.2	1,382	1.0	△424	△23.5
業	小		計	130,456	89.5	126,498	89.4	△3,957	△3.0
ブ	ライ	ダル事	業	10,197	7.0	10,731	7.6	533	5.2
法	人	、事	業	3,833	2.6	3,838	2.7	4	0.1
そ		の	他	1,262	0.9	484	0.3	△778	△61.6
	合	計		145,750	100.0	141,552	100.0	△4,198	△2.9

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資は、総額34億28百万円であります。そのほかにコンピュータシステムの開発費用等として、7億99百万円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金に加え借入金でまかないました。 また、当社は、取引金融機関と総額153億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入残高は40億円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業価値の向上を実現するため、平成26年1月から平成30年12月までの5年間を計画期間とする新たな中長期経営計画『Innovate for Smiles 2018』を策定いたしました。

『中長期経営計画』の基本方針

中長期経営計画の基本方針として、下記の4つを掲げております。

通信販売事業

i顧客戦略

現在の主要顧客層となっている30代から40代の「妊娠・出産・子育て世代」に加え、働く女性をターゲットにした「キャリア世代」と今後成長が見込まれる「アクティブな50代」に対してアプローチし、顧客を拡大してまいります。

ii 商品戦略

モール型大手 E C企業と差別化していくために、当社独自の「自社オリジナル商品ブランド」の開発を強化いたします。また、企画・製造から小売まで自社でコントロールする「S P A (製造小売)型商品」の強化・拡大により、収益性の向上を図ってまいります。

iii 販売チャネル戦略

これまでのカタログを起点としたチャネルミックス戦略から「自社オリジナル商品ブランド」等の商品を起点としたオムニチャネル戦略へと転換し、モバイルやPC及び店舗を含めたあらゆるチャネルを通じてお客様にファンになっていただく仕組みを構築してまいります。

ivフルフィルメント戦略

ITシステム関連及び物流関連への積極的な投資により、お客様の利便性を高めるとともに業務コストの効率化を進めます。また、お客様の個別のニーズや商品の特性に応じた「個客対応」を強化してまいります。

② ブライダル事業

ハウスウェディングを中心とするブライダル事業を行う子会社の㈱ディアーズ・ブレインを通じた結婚式場への投資を継続し、都市型・郊外型を組み合わせた新規出店・改装により売上を拡大してまいります。また、同時にプロモーションの見直しや商品原価の改善などを行い、収益性の向上を目指してまいります。

③ 法人事業

E C市場の拡大に伴う通販関連の「受託業務」を中心に、今後も事業拡大を行ってまいります。また物販業務や広告業務は、専門性を高めることで収益性の向上を目指してまいります。

4 新規事業

当社の基幹事業である通販事業とのシナジーが見込まれる事業を中心に、積極的に新規 事業を展開してまいります。なかでも、主要顧客である子育て世代との親和性が高い「保 育関連事業」については、特に注力してまいります。

また、当社グループは、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者との調和による企業価値の向上を図るために「コーポレート・ガバナンス(企業統治)」への取組みを必要不可欠なものと認識し、内部統制システムの整備を行うとともに、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示に努める一方で、内部統制システムの改善と充実を図りながら、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、更なる企業価値の向上に全力を尽くす所存でございます。

株主の皆様からの一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげる次第であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	X		分		第 66 期 (平成22年12月期)	第 67 期 (平成23年12月期)	第 68 期 (平成24年12月期)	第 69 期 (平成25年12月期)
売		上		回	136,859	137,261	145,750	141,552
経	常		利	益	3,167	3,233	2,765	4,631
当	期	純	利	益	2,037	1,583	2,029	4,046
1 当	株期	当純	た 利	り益	47円04銭	36円56銭	46円86銭	93円43銭
総		資		産	90,086	90,441	92,887	98,800
純		資		産	39,411	41,444	44,932	50,359
1 純	株 資	当	た 産	り額	909円99銭	956円94銭	1,037円48銭	1,162円81銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社との関係 該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱ディアーズ・ブレイン	350	100.0	ブライダル事業
㈱ モ バ コ レ	200	100.0	通信販売事業
㈱ベルメゾンロジスコ	100	100.0	荷造梱包業
千趣ロジスコ㈱	100	100.0	荷造梱包業
千趣会コールセンター㈱	60	100.0	テレマーケティング業
千趣会ゼネラルサービス㈱	50	100.0	サービス業(保険・ クレジットカード)
千趣会サービス・販売㈱	50	100.0	顧客対応サービス及び エリアマーケティング

重要な子会社の状況に記載した7社を含め、連結子会社は11社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、通信販売事業を主たる事業とし、ブライダル事業や法人向けの商品・サービスを提供する法人事業、その他として旅行・クレジットなどを主とするサービス事業を営んでおります。

(8) 主要な拠点等

当社	本 社	大阪市北区
	東京本社	東京都品川区
(株)ディアーズ・ブレイン	本 社	東京都港区
(株)モバコレ	本 社	東京都品川区
㈱ベルメゾンロジスコ	本 社	岐阜県可児市
千趣ロジスコ㈱	本 社	兵庫県西宮市
	鹿沼支社	栃木県鹿沼市
千趣会コールセンター(株)	本 社	大阪市北区
千趣会ゼネラルサービス㈱	本 社	大阪市北区
千趣会サービス・販売㈱	本 社	大阪市北区

(9) 従業員の状況

①当社グループにおける状況

t	2 5	ブ゛ _	メニン	/	 	従	員	数	前期末比増減(△は減)
通	信	販	売	事	業		1,150	0名	30名
ブ	ラ	1 :	ダル	事	業		289	9	12
法		人	事		業		4	1	3
そ		(カ		他		28	3	△41
全	社	(共	通)		127	7	12
	合			計			1,635	5	16

⁽注) 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であります。

②当社における状況

従業員数	前期末比増減(△は減)	平均年齢	平均勤続年数
864名	46名	40.7歳	13.4年

⁽注) 1. 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であり、子会社等への出向社員(55名)は含んでおりません。

^{2.} 社員の定年は、満60歳であります。

180,000,000株

47,630,393株

19,209名

(10) 主要な借入先

借	入	先	借	入	額
株 式 会	社 三 井 住	友 銀 行	Ī		4,608 百万円
株式会	:社みず	ほ 銀 行	Ī		3,075
株式会社	三菱東京U	F J 銀 彳	Ţ		2,143
三井住力	支信託銀行格	株式 会 社	t		1,024

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

(2) 発行済株式の総数

(3) 株主数

(4) 大株主 (上位10名)

	株	主	名		持 株 数	持 株	比率
株	式 会 社 ブ	レストミ	/ —	ブ	3,650千株		8.43%
	版 印 刷	株式	会	社	1,838		4.24
有	限会	社 左	右	Ш	1,792		4.14
株	式 会 社 三	井 住 友	銀	行	1,665		3.85
大	日 本 印	刷 株 式	会	社	1,509		3.49
株	式 会 社	み ず ほ	銀	行	1,319		3.05
千	趣 会 グ ル ー	プ 従 業 員	持 株	会	1,157		2.67
	本 生 命 保	民 険 相 互	会	社	945		2.18
株	式 会 社 三 菱	東 京 U F	J 銀	行	752		1.74
Ξ	井 住 友 信 訂	毛銀行株	式 会	社	705		1.63

⁽注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

^{2.} 持株比率は自己株式(4,321,851株)を控除して計算しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成25年12月31日現在)

地	位		氏		名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取	締 役 会	長 :	行	寺 裕	34	
代 表 取	締 役 社	長	⊞ }	 道	夫	
専務取締	役執行役	員	⊞ Ј	喜	_	管理部門·東京本社担当(総務部、経理部、法務·審査部、事業開発本部、広報室)
専務取締	役執行役	員 ;	澤 2	注	八	ベルメゾン事業部門担当(販売企画本部、 商品開発本部、ベルメゾン事業運営部)
常務取締	役執行役	員 !	朝 E	B	郁	企画本部長、マンスリー事業・企画部門担 当(マンスリー事業本部、企画本部)
取締役	執 行 役	員 :	峯	面 繁	充	ベルメゾン事業部門副担当(ベルメゾン事業運営部、販売企画本部制作部)、CS推進室担当、千趣会コールセンター㈱代表取締役社長
取締役	執 行 役	員	星	野 裕	幸	経営企画本部長
取	締 :	役 :	大 7	5 友	子	京都学園大学経営学部教授
取	締	役	佐	野 利	勝	
常勤	監査	役	中村	木 義	博	
常勤	監査	役 1	Ш 2	‡	誠	
監	查	役	小馬	泉 英	之	公認会計士 小泉公認会計士事務所代表、 日本金銭機械㈱社外監査役
監	查 :	役	森 2	*	宏	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所代表社 員、北浜法律事務所グループCEO、日本 金銭機械㈱社外監査役

- (注) 1. 取締役 大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 社外取締役 大石友子、社外監査役 小泉英之及び森本 宏の 3 氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 - 4. 社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取 締 役	9名	320百万円
(うち社外取締役)	(2)	(18)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	43 (11)
合 計	13	364
(うち社外役員)	(4)	(29)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額4億円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。
 - 4. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金30百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大石友子氏は、京都学園大学の経営学部教授でありますが、当社と同法人と の間には特別の関係はありません。
- ・監査役小泉英之氏は、小泉公認会計士事務所代表でありますが、当社と同事務所と の間には特別の関係はありません。また、同氏は日本金銭機械株式会社の社外監査 役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役森本 宏氏は、弁護士法人北浜法律事務所代表社員及び北浜法律事務所グループCEOであり、同グループ所属の他の弁護士個人と当社は法律顧問契約を締結しております。また、同氏は日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 大石友子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。大
	学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性
	に関してその見識・経験等を活かし、意見を述べるなど、取締役会の意思決
	定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 佐野利勝	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。主に金
	融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験に基
	づく経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適
	正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 小泉英之	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、監査役会14回すべ
	てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会にお
	いて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行って
	おります。また、監査役会において、当社の会計処理等について適宜、必要
	な発言を行っております。
監査役 森本 宏	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、監査役会14回すべ
	てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会におい
	て、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってお
	ります。また、監査役会において、当社のコンプライアンス等について適宜、
	必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に 基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

50百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額

52百万円

(注) ①の報酬等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査 と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なた め、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「ロイヤリティ報告書」に係る調査業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、取締役会において次のとおり、内部統制システムに関する基本方針及びその整備について決議・決定しております。

(1) 内部統制システムに対する基本的な考え方

当社グループは、1.企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題に記載のとおり、企業活動において「コーポレート・ガバナンス(企業統治)」への取組みを必要不可欠なものと認識し、そのために内部統制システムの整備を行い、コンプライアンス体制の強化、業務執行の効率性向上、リスク管理体制の確立を目指してまいります。また、内部統制システムにつきましては、今後も社会要請あるいは環境の変化に対応した見直しを随時行い、その改善と充実を図ってまいります。

(2) 内部統制システムに関する具体的な内容

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンス・ポリシー」を制定し、 法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通 報制度として「企業倫理ヘルプライン」を開設する。
- ②役員(取締役・監査役・執行役員)及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を通じて、役員に関しては「監査委員会」に、使用人に関しては「倫理コンプライアンス委員会」に付議し、審議する。
- ③役員及び使用人に対しては、「千趣会人心得」と「千趣会行動ケースブック」を配付し、 日々の行動の指針として活用する他、e-ラーニング・イントラネット等でコンプライアン ス教育を適宜実施する。
- ④会社における内部統制については、社長直轄の監査部が規程に基づき、業務運営の状況の 把握と改善を図るため、内部監査を実施し、社長に報告する。
- ⑤知的財産権に関しては、事前に法務・審査部がチェックするほか、製造物責任については 品質管理委員会で販売規制商品の検討・決定を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書取扱規程」、「データ管理規程」に基づき保存・管理を徹底する。
- ②会社の重要な機密事項に関しては、別途、「機密文書取扱規程」を設け厳重に管理を行う。
- ③重要な規程の改訂は取締役会の承認を得て実施する。
- ④取締役の職務の執行に係る情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能 な状態にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①会社の経営の根幹に係わるリスクを10のリスクに分類し、各リスクごとに所管部または委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えたうえで、各リスクの管理状況を毎月「リスク管理統括委員会事務局」に報告する。
 - また、事務局は月次報告を取りまとめたうえで毎月、緊急時には、所管部または委員会が速やかに経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する。
- ②危機管理における具体的な対応については、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備 し、迅速な対応が図れる体制をとる。
- ③取締役の不測の事態に対する体制として、業務代行が円滑に行える体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「社規」、「決裁事項申請に関する規程」を制定し、取締役会、経営会議、監査役会等の 役割、使用人の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効 率性を確保する体制をとる。
- ②取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役(非常勤)制度を導入する。
- ③「執行役員制度」「事業本部制」を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の権限・責任を明確化することにより、経営の効率化を図る。
- ④取締役会とは別に、原則として常勤の取締役・監査役で構成する「経営会議」を設け、取 締役会から委任された重要な業務執行について決議し、迅速な意思決定を行える体制をと る。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、「関係会社管理規程」を策定・実施し、50%超出資の子会社の重要な事項については、親会社で承認する体制をとる。

- ②各主管部が子会社を主管することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、 指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- ③監査法人と親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行う。
- ④グループ会社共通のインサイダー取引規程、内部通報に関する規程を策定し、グループ会 社の役員及び使用人に対して共通のコンプライアンス教育を実施する。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役会からの求めに応じ、監査役専任スタッフ1名を置く。
- ②監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重する。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①常勤監査役は必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受ける。
- ②常勤監査役は「リスク管理統括委員会」に出席するとともに、リスク管理に関する各委員会または所管部から、「企業倫理ヘルプライン」における重大な事項その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
- ③監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることと する。
- ④監査部門が実施した内部監査の結果を報告する。
- ⑤監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。
- ⑥監査役監査を定期的に実施することにより、業務執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する。
- ⑦必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を実施する。
- ②財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の 基準に準拠した手続を定め、これに従う。
- ③財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を 実施し、不備の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努める。
- ④社長に求められている有効な内部統制の整備及び運用、並びに財務報告に係る内部統制の 評価及び外部報告を補佐するため、監査部は「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」 に基づき、内部監査を実施し監査結果を社長に報告する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

7. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の向上を実現するため、前「中期経営計画」に引続き、平成23年1月から平成25年12月までの3年間を計画期間とする新たな「中期経営計画」を策定し実行してまいりました。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される ことを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者(以下、併せて「買付者等」といいます。)に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

当社は、これまでも、平成20年3月28日開催の第63期定時株主総会において、有効期間を平成22年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時の買収防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策」(以下、「前プラン」といいます。)を導入いたしておりましたが、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策の在り方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成23年3月30日開催の第66期定時株主総会において、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、前プランを一部改訂し、有効期間を平成25年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時まで継続することを株主の皆様にご承認いただきました(以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。)。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み(上記Ⅱ. の取組み)について

上記 II. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に 向上させるための方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される ことを防止するための取組み(上記Ⅲ. の取組み)について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に 当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様 が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するこ と、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価 値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を完全に充足していること及び平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも充足していること、②株主総会において、所定の定款変更を行い、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、かつ、いわゆるサンセット条項が設けられているなど株主の皆様の意思を重視するものであること、③特別委員会を設置していること、④デッドハンド型買収防衛策ではないことなどから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

科 目	金額	科 目	金額
資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	(50,177)	流 動 負 債	(39,635)
現金及び預金	6,495	支払手形及び買掛金	6,496
受取手形及び売掛金	6,395	電子記録債務	6,204
商品及び製品	21,296	短期借入金	6,386
原材料及び貯蔵品	114	一年内償還予定の社債 未 払 金	700 6,602
	542		8,494
		未 払 費 用	2,144
未 収 入 金	9,609	未 払 法 人 税 等	416
為替予約	2,062	未払消費税等	159
その他	3,968	役員賞与引当金	30
貸 倒 引 当 金	△306	販売促進引当金	588
固 定 資 産	(48,622)	一そ の 他	1,412
有 形 固 定 資 産	(28,775)	固定負債 	(8,805)
建物及び構築物	13,754	社	1,150 4,814
機械装置及び運搬具	568	攻 朔 旧 八 並	1,328
工具、器具及び備品	786	- 再評価に係る繰延税金負債	631
	12,108	退職給付引当金	34
エ	1,164	資 産 除 去 債 務	387
_		そ の 他	459
建設仮勘定	392	負 債 合 計	48,440
無形固定資産	(5,731)	純資産の 株主資本	部 (54,975)
0 h h	2,127	体 主 負 本 資 本 金	20,359
その他	3,604	資 本 剰 余 金	21,038
投資その他の資産	(14,114)	利 益 剰 余 金	16,353
投 資 有 価 証 券	7,514	自	△2,776
長期貸付金	1,010	その他の包括利益累計額	(△4,615)
敷金及び保証金	1,430	その他有価証券評価差額金	774
操延税金資産	298	繰延へッジ損益	1,278
その他	4,174	土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定	△6,720 52
算 倒 引 当 金	△314	一种 管 按 异 酮 维 樹 化 純 資 産 合 計	50,359
資産合計	98,800	負債・純資産合計	98,800

連結損益計算書

自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日

科 目	金	額
売 上 高		141,552
売 上 原 価		72,475
売 上 総 利	益	69,077
販売費及び一般管理費		65,057
営 業 利	益	4,019
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当	金 172	
為 替 差	益 107	
持分法による投資利	益 142	
債務勘定整理	益 259	
その	他 282	964
営 業 外 費 用		
支 払 利	息 215	
その	他 136	352
経 常 利	益	4,631
特別 利益		
固定資産売却	益 4	
投資有価証券売却	益 51	55
特 別 損 失		
固定資産除売却	損 660	
減 損 損	失 216	
その	他 49	927
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益	3,760
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業	税	471
法 人 税 等 調 整	額	△757
少数株主損益調整前当期純利	益	4,046
当 期 純 利	益	4,046

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年1月1日) 至 平成25年12月31日)

	١,		,		
	杉	É	È	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	本
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年1月1日期首残高	20,359	21,038	13,581	△2,775	52,203
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△952		△952
当 期 純 利 益			4,046		4,046
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			△321		△321
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	ı	0	2,772	△0	2,771
平成25年12月31日期末残高	20,359	21,038	16,353	△2,776	54,975

	その) 他 の	包 括 利	益累	十 額	
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
平成25年1月1日期首残高	△578	438	△7,041	△89	△7,271	44,932
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△952
当 期 純 利 益						4,046
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						△321
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,353	839	321	141	2,655	2,655
連結会計年度中の変動額合計	1,353	839	321	141	2,655	5,427
平成25年12月31日期末残高	774	1,278	△6,720	52	△4,615	50,359

貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

科目		金額	科	額
資 産	の	部	負 債の	部
流 動 資 産		(46,432)	流 動 負 債	(36,103)
現 金 及 び 預	金	2,889	支 払 手 形	51
受 取 手	形	213	電子記録債務	6,204 5,489
	金	5,609	買	4,000
商品及び製		21,033	一年内償還予定の社債	700
			一年内返済予定の長期借入金	2,008
原 材 料 及 び 貯 蔵	8	89	未 払 金	5,942
前 払 費	用	2,472	ファクタリング未払金	8,494
繰 延 税 金 資	産	381	未 払 費 用	1,332
短 期 貸 付	金	665	未払法人税等	294
未 収 入	金	9,990	預り 金 金 一	670
為替予	約	2,062	役員賞与引当金 販売促進引当金	30 579
~	他	1,334		304
			固定負債	(6,355)
貸 倒 引 当	金	△308	社	1,150
固定 資産		(44,984)	長 期 借 入 金	4,097
有 形 固 定 資 産		(21,201)	リース 債務	100
建	物	8,728	繰 延 税 金 負 債	316
構築	物	226	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 資 産 除 去 債 務	631 60
機 械 及 び 装	置	545	食 度 	42,458
車面運搬	具	1	純資産の	部
工具、器具及び備		673	株 主 資 本	(53,626)
			資 本 金	(20,359)
±	地	11,026	資本 剰 余 金	(21,038)
無形固定資産		(3,461)	資 本 準 備 金 │ その他資本剰余金 │	12,864 8,174
ソフトウェ	ア	2,797	る が 他 貝 本 彩 赤 並 利 益 剰 余 金	(15,005)
その	他	664	利益準備金	1,118
投資その他の資産		(20,320)	その他利益剰余金	13,886
上 投資有価証	券	6,655	固定資産圧縮積立金	59
関 係 会 社 株	式	6,863	海外投資等損失準備金	33
長期貸付	金	2,699	操越利益剰余金	13,793
			自 己 株 式 評価・換算差額等	(△2,776) (△4,667)
長期前払費	用	9	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	(4,007)
その	他	4,733		1,278
貸 倒 引 当	金	△358	土地再評価差額金	△6,720
投資損失引当	金	△282	純 資 産 合 計	48,959
資 産 合	計	91,417	負 債 ・ 純 資 産 合 計	91,417

 損
 益
 計
 算
 書

 (自
 平成25年1月1日)

 (至
 平成25年12月31日)

	—————————————————————————————————————				金	額
売	上		高			126,483
売	上	原	価			66,277
	売 上	総	利	益		60,206
販売	費及び一	般管理	費			57,233
	営	業	利	益		2,973
営	業外	収	益			
受	取 利 息	及で	が配当	金	246	
為	替		差	益	99	
債	務勘	定	整理	益	258	
そ		の		他	285	890
営	業外	費	用			
支	払		利	息	137	
そ		\mathcal{O}		他	91	229
	経	常	利	益		3,634
特	別	利	益			
固	定資	産	売却	益	3	
投	資 有 価		茅 売 却	益	51	54
特	別	損	失			
固		産 除	売 却	損	637	
減	損		損	失	214	
そ		\mathcal{O}		他	89	941
税	引 前 当	当 期	純 利	益		2,747
法人	税 、 住	民 税 万	ひず 事業	税		△30
法	人 税	等	調整	額		△435
当	期	純	利	益		3,214

株主資本等変動計算書

自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日

			株		主		資		本		
		資	本 剰 র	金	利	益	剰	余	金		
	資本金	資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その 固定資産 圧縮積立金	他 利 益 剰 海外投資等 損失準備金	余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本合計
平成25年1月1日期首残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	62	37	11,846	13,064	△2,775	51,687
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	_		_
海外投資等損失準備金の取崩							△4	4	_		_
剰 余 金 の 配 当								△952	△952		△952
当 期 純 利 益								3,214	3,214		3,214
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			0	0						0	0
土地再評価差額金の取崩								△321	△321		△321
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	_	_	0	0	_	△2	△4	1,946	1,940	△0	1,939
平成25年12月31日期末残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	59	33	13,793	15,005	△2,776	53,626

	Ī	平価・換	算差額等	∮	純資産
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	純 資 産 計
平成25年1月1日期首残高	△578	438	△7,041	△7,181	44,505
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					-
海外投資等損失準備金の取崩					-
剰 余 金 の 配 当					△952
当 期 純 利 益					3,214
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					△321
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	1,353	839	321	2,513	2,513
事業年度中の変動額合計	1,353	839	321	2,513	4,453
平成25年12月31日期末残高	774	1,278	△6,720	△4,667	48,959

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月12日

株式会社 干 趣 会 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

能有限責任社員 公認会計士 和田林一毅 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千趣会の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、株式会社干趣会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月12日

株式会社 干 趣 会 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

据有限责任社員 公認会計士 松村 豊田

指定有限责任社员 公認会計士 和田林一毅 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千趣会の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に関する内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査 法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月13日

株式会社 千趣会 監査役会

常勤監査役 中林義博印

常勤監査役 | | 本 誠 印

社外監査役 小泉英之 印

社外監査役 森本 宏 🗊

人 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は経営基盤の強化を図るとともに、安定的な配当の維持及び業績に応じた適正な利益還元を行うことを前提に、連結配当性向30%を目安として株主の皆様に利益配分を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたい と存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金12円 総額 519,702,504円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日平成26年3月31日

なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当金12円と合わせ24円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に、新たに事業の目的事項を追加し、号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案				
(目的)	(目的)				
第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的	第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的				
とする。	とする。				
1.	1.				
(条文省略)	り (現行どおり)				
25.	25.				
(新 設)	26.保育所及び学習塾の経営に関する				
	一切の業務				
(新 設)	27.学童保育施設及び給食事業に関す				
	る一切の業務				
(新 設)	28.ベビー用品及び玩具の販売				
<u>26</u> .前各号に付帯する一切の業務	<u>29</u> .前各号に付帯する一切の業務				

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との特別 の利害関係
1		昭和28年10月 味楽会入社 昭和30年11月 当社設立、取締役に就任 昭和51年10月 当社常務取締役 昭和60年1月 当社専務取締役 平成3年10月 当社取締役副社長 平成11年4月 当社代表取締役副社長 平成12年4月 当社代表取締役社長 平成23年1月 当社代表取締役会長(現任)	(1) 495,036株 (2) なし
2	世 邊 道 夫 (昭和21年7月23日生)	昭和42年 4 月 当社入社 平成 9 年 6 月 当社取締役 平成13年 3 月 当社取締役執行役員 平成17年 3 月 当社常務取締役 平成20年 3 月 当社専務取締役 平成23年 1 月 当社代表取締役社長(現任)	(1) 13,500株 (2) なし
3	章 本 拉	昭和47年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年3月 当社取締役 平成17年3月 当社常務取締役 平成23年1月 当社専務取締役執行役員 当社ベルメゾン事業部門担当(EC事本部、カタログ事業本部、商品開発部、ベルメゾン事業運営部) 平成25年1月 当社ベルメゾン事業部門担当(販売の本部、商品開発本部、ベルメゾン事業で割り) 平成26年1月 当社専務取締役(現任)	^{後本} (2) なし 全画

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位	所有する当社 株式の数 当社との特別 の利害関係	
4	鄭 田 郁 (昭和29年4月1日生)	平成20年3月 平成21年1月	当社執行役員 当社取締役執行役員 当社取締役常務執行役員 当社企画本部長(現任) 当社常務取締役執行役員(現任) 当社マンスリー事業・企画部門担当(マンスリー事業本部、企画本部)	13,700株なし
5	星 野 裕 幸 (昭和34年12月10日生)	昭和57年9月 平成18年3月 平成20年1月 平成21年3月	当社入社 当社執行役員 当社東京事業本部長 当社取締役執行役員(現任) ㈱ペットファースト代表取締役社長 ㈱モバコレ代表取締役社長 当社事業開発本部長 当社経営企画本部長(現任)	5,100株なし
*	杉 浦 喧 <u>一</u> (昭和33年11月5日生)	平成20年 1 月 平成21年 1 月 平成21年 1 月	当社入社 当社リビング開発部リビング商品開発 担当部長兼プロダクトコントロール担 当部長 当社ライフスタイル事業本部SCM部長 当社執行役員(現任) 当社ライフスタイル事業本部長、ライフ スタイル事業本部ファブリック開発部 長兼ファニチャー開発部長 当社商品開発本部長 当社販売企画本部長(現任)	3,000株なし

候補者番 号	氏 (生年月日)	略歴、地位	立及び担当並びに重要な兼職の状況	(1) (2)	所有する当社 株式の数 当社との特別 の利害関係
*7	まず たに かず ひさ 桝 谷 一 寿 (昭和32年8月1日生)	平成20年1月平成21年1月平成21年1月	当社リビング開発部リビングスタイル開発担当部長当社ライフスタイル事業本部企画部長兼ファブリック開発部長当社執行役員(現任)当社ライフスタイル事業本部副本部長、ライフスタイル事業本部事業企画部長		4,900株なし
8	(昭和29年11月8日生)	平成18年3月	財女性労働協会に勤務 京都学園大学経営学部教授(現任)	, ,	0株
9	佐 野 利 勝 (昭和20年7月12日生)	平成17年6月	行 (株)さくら銀行(現、株)三井住友銀行)取 締役資金証券企画部長 同行常務執行役員名古屋支店長		0株 なし

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

- 2. 大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役候補者であります。
- 3. 大石友子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。佐野利勝氏は、主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験等を経営に反映していただくため選任をお願いするものであります。
- 4. 大石友子及び佐野利勝の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大石友子氏は8年、佐野利勝氏は6年となります。
- 5. 当社は、大石友子及び佐野利勝の両氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
- 6. 当社は、大石友子氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。 同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役森本 宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の 選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	[略歴、地位及び重要な兼職の状況	(1) (2)	所有する当社 株式の数 当社との特別 の利害関係
森 本 宏 宏 (昭和35年7月13日生)	昭和62年4月			
	 平成 4 年 1 月	北浜法律事務所入所 北浜法律事務所パートナー		
	平成7年6月	日本金銭機械㈱社外監査役(現任)	(1)	0株
	平成18年3月	当社監査役 (現任)	(2) なし	<i>t</i> cl.
	平成20年 1 月	弁護士法人北浜法律事務所代表社員(現任)		' 6 U
	平成22年4 月	大阪弁護士会副会長		
	平成25年7月	北浜法律事務所グループCEO(現任)		

- (注) 1. 森本 宏氏は、社外監査役候補者であります。
 - 2. 森本 宏氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地から、今後ますます重要となるコンプライアンス経営に、弁護士としての知識と見識を発揮していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

- 3. 森本 宏氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- 4. 当社は、森本 宏氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を 締結しており、同氏の再任が承認された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基 づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
- 5. 当社は、森本 宏氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。 同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との特別 の利害関係
增 井 高 년 (昭和25年11月17日生)	昭和61年3月 公認会計士登録 昭和61年7月 税理士登録 昭和62年7月 公認会計士増井高一事務所設立、同事務所代表 (現任) 平成元年1月 マス・マネジメント㈱設立、同社代表取締役(明任)	(2) til.

- (注) 1. 増井高一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 2. 増井高一氏は、公認会計士及び税理士として長年培われた財務及び会計に関する知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 3. 本選任に関しましては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消すことができることとさせていただきます。
 - 4. 増井高一氏が選任され、監査役に就任した場合には、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で 定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で 定める最低責任限度額といたします。

第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の一部改訂・継続の件

当社は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において、株主の皆様のご承認によ り、平時の買収防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導 入いたしました。その後、第63期定時株主総会並びに第66期定時株主総会において、一部改 訂及び継続について、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大量買付行為に関する対 応策(買収防衛策)| (以下、「現行プラン」といいます。)を継続いたしました。現行プラ ンの有効期間は、平成26年3月28日開催予定の第69期定時株主総会(以下、「本総会」とい います。) の終結の時までとされております。その後も買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏ま え、当社における平時の買収防衛策の在り方につき、検討を進めてまいりました。その結果、 本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確 保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記の とおり現行プランを一部改訂し、継続することを決定いたしました(以下、改訂後のプランを 「本プラン」といいます。)。なお、本プランの継続を決定した取締役会において、監査役4 名(うち2名は社外監査役)の全員が本プランの具体的運用が適正に行われることを条件とし て、賛同する旨の意見を述べております。当社は、企業価値最大化に向けた取組みとして、こ れまでは3年タームであった中期経営計画を平成26年度より5年タームの中長期経営計画に 変更しましたが、本プランの基本的なスキームについての変更はございません。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買

付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値最大化に向けた取組みの概要

当社グループは、企業価値の向上を実現するため、平成26年1月から平成30年12月までの5年間を計画期間とする新たな中長期経営計画「Innovate for Smiles 2018」を策定いたしました。

当社グループは、この「中長期経営計画」を着実に実行することが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様のご期待に応えるところであると確信しております。さらに今後も企業にとって CSR (社会的責任)とコンプライアンス (法令遵守)がますます求められております。当社グループは、これらの実践を経営の重要課題として位置づけ、その結果として業績を上げることで更なる企業価値(株主価値)の向上を図ってまいります。

2. 「中長期経営計画」の基本方針

当社グループは、今後も成長が期待される通販市場において独自性のある確固たるポジションを築き上げるとともに、企業ビジョン「ウーマン・スマイル・カンパニー」にふさわしい新規事業を積極的に展開してまいります。

中長期経営計画の基本方針として、下記の4つを掲げております。

① 通信販売事業

i 顧客戦略

現在の主要顧客層となっている30代から40代の「妊娠・出産・子育て世代」に加え、働く女性をターゲットにした「キャリア世代」と今後成長が見込まれる「アクティブな50代」に対してアプローチし、顧客を拡大してまいります。

ii 商品戦略

モール型大手 E C企業と差別化していくために、当社独自の「自社オリジナル商品ブランド」の開発を強化いたします。また、企画・製造から小売まで自社でコントロールする「S P A (製造小売) 型商品」の強化・拡大により、収益性の向上を図ってまいります。

iii 販売チャネル戦略

これまでのカタログを起点としたチャネルミックス戦略から「自社オリジナル商品ブランド」 等の商品を起点としたオムニチャネル戦略へと転換し、モバイルやPC及び店舗を含めたあら ゆるチャネルを通じてお客様にファンになっていただく仕組みを構築してまいります。

ivフルフィルメント戦略

| Tシステム関連及び物流関連への積極的な投資により、お客様の利便性を高めるとともに業務コストの効率化を進めます。また、お客様の個別のニーズや商品の特性に応じた「個客対応」を強化してまいります。

② ブライダル事業

ハウスウェディングを中心とするブライダル事業を行う子会社の㈱ディアーズ・ブレインを通じた結婚式場への投資を継続し、都市型・郊外型を組み合わせた新規出店・改装により売上を拡大してまいります。また、同時にプロモーションの見直しや商品原価の改善などを行い、収益性の向上を目指してまいります。

③ 法人事業

E C市場の拡大に伴う通販関連の「受託業務」を中心に、今後も事業拡大を行ってまいります。また物販業務や広告業務は、専門性を高めることで収益性の向上を目指してまいります。

④ 新規事業

当社の基幹事業である通販事業とのシナジーが見込まれる事業を中心に、積極的に新規事業を展開してまいります。中でも、主要顧客である子育て世代との親和性が高い「保育関連事業」については、特に注力してまいります。

3. 利益還元方針

当社は、経営基盤の強化を図るとともに、株主各位に対しましては、配当性向を考慮し安定的な配当の維持及び業績に応じた適正な利益還元を基本としております。

株主の皆様への利益配分の方針として、30%の連結配当性向を目安として継続的な利益還元に努めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること を防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記 I. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者 (以下、併せて「買付者等」といいます。)に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を 求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が 代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉 を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量 買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。なお、本プラン継続を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1)対象となる買付け等

本プランにおいては、次の①又は②に該当する買付けがなされる場合に、本プランに定める手続に従い発動されることになります。

- ①当社が発行者である株券等(注1)について保有者(注2)の株券等保有割合(注3)の合計が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
 - 注1:金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 注2:金融商品取引法第27条の23第3項に規定する保有者を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 注3:金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 注4:金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
 - 注5:金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 注6:金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 注7:金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

(2) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付け又はその提案(以下、併せて「買付け等」といいます。)を行う場合には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社取締役会に対して当該買付者等が買付けに際して本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書は当社取締役会の定める書式によるものとし、買付者等の名称・住所・設立準拠法・代表者の氏名・国内連絡先・買付け等の概要を明示していただきます。

次に、当社取締役会は、意向表明書受領後5営業日以内に、買付者等に対し、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成等のために提供していただくべき情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを交付します。提供していただく情報の具体的内容は、買付者等の属性、買付け等の内容により異なりますが、項目の具体例としては以下のものが挙げられます。

(a) 買付け等の具体的内容

- ①買付けの目的、方法及び内容(買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の 適法性、買付け実行の確実性等を含みます。)
- ②買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ③買付対価の内容(価額・種類等)、対価の算定根拠(算定の前提となる事実や仮定、 算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが 予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)
- ④買付資金の裏付け、買付者等に対する資金の供与者(実質的供与者を含みます。) の具体的名称及び資金の調達方法(関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤買付けを行った後の当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配 当政策、資産活用策等の内容
- ⑥買付け後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係人の 処遇方針
- ⑦その他、当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- (b) 買付者等に関する事項

買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、経歴又は沿革を含みます。)、事業内容、財務状態、経営状態及び業績、過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、役員の経歴等

当社取締役会は、当初提供していただいた情報だけでは、株主の皆様の判断に資する意見を形成するには不十分であると考えられ、かつ、追加情報の必要性につき特別委員会からも書面による賛同を得られる場合、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくよう要請します。ただし、買付者等が回答を行う期間(以下、「情報提供期間」といいます。)は、本必要情報のリスト発送日から起算して60日を上限として設定され、本必要情報が十分に揃わない場合でも情報提供期間が満了したときは、買付者等との情報提供

に係るやりとりを打ち切って、下記(3)の手続に入るものとします。

意向表明書が提出された事実及び当社に提供された情報については、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会の買付内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

上記(2)に基づき、当社取締役会が求めた情報が十分に揃ったと特別委員会の賛同を得られた場合又は情報提供期間が満了した場合、当社取締役会によるこれらの情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付け等に対する意見形成、代替案の策定等を行うための時間的猶予として、当該買付け等の内容に応じて下記①又は②による期間(以下、「評価期間」といいます。)を設定し、すみやかに情報開示を行います。

- ①対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合には60日
- ②その他の買付けの場合には90日

当社取締役会は、評価期間内において、買付者等から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から当該買付内容を改善させるために、当該買付者等と協議・交渉を行うとともに、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に本プランの発動又は不発動に関する決定を行うに 至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代 替案の作成等に必要とされる合理的範囲内で評価期間を延長することができます(ただ し、評価期間は延長も含め120日間を上限とし、再延長はしないものとします。)。この 場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事 項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

(4) 特別委員会による勧告

(a) 特別委員会について

当社は、上記(3)に定める買付者等との協議、交渉、評価期間の延長、及び下記(b)に定める発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。特別委員会が評価・検討等を行うに当たっては、その判断が企業価値、株主の皆様の共同の利益に適うものとなることを確保

するため、当社の費用により独立した第三者である専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ることができるものとしています。特別委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

特別委員会を構成する委員は3名以上とし、概要として以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任され、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者をいいます。なお、特別委員会の委員の氏名及び略歴は【別紙1】のとおりです。

- ①現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社(以下、併せて「当社等」 といいます。)の取締役(ただし、社外取締役を除きます。以下同じ。)、又は監 査役(ただし、社外監査役を除きます。以下同じ。)等となったことがない者
- ②現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者
- ③当社等との間に特別の利害関係がない者
- ④実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士、若しくは有識者又はこれらに準ずる者(b) 特別委員会による本プラン発動の勧告

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由(以下、「発動事由」といいます。) のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動(具体的な対抗措置の内容は下記(6)に記載のとおりです。)を勧告します。

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合
- ②次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により、当社の企業価値・株主の皆様の 共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合
 - (i) 買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにも拘わらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社側に対して高値で買取りを要求すること(いわゆるグリーンメイラーであること。)。
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと。
 - (iii) 当社又は当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の 担保や弁済原資として流用すること。

- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜けること。
- ③強圧的二段階大量買付け(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと。)等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
- ④当社に、当該買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付け等である場合
- ⑤当社株主に対して、本必要情報その他買付け等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付け等である場合
- ⑥買付け等の条件(対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付け実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当なものである場合
- ⑦当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引 先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主 の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある買付け等である場合

ただし、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何に拘わらず、上記勧告後 買付者等が買付けを撤回した場合、その他買付け等が存しなくなった場合、又は上記勧告 の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当 しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止又は撤回を含む別個の 判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

なお、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、 株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告するものとします。

(c) 特別委員会による本プラン不発動の勧告

特別委員会は、買付者等が上記(2)及び(3)に定める情報提供並びに評価期間の確保、その他本プランに定める手続を遵守していると判断し、その他、買付者等から提供された情報・資料の評価・検討並びに当社取締役会による買付者等の協議・交渉の結果、買付者等による買付け等が、発動事由のいずれにも該当しないと判断するに至った場合には、当社取締役会に対して本プランの不発動を勧告します。ただし、特別委員会は、当該

判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由のいずれかに該当すると認められるに至った場合には、改めて本プランの発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(4)による特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。当社取締役会は、斯かる決定を行った場合、当該決定の概要、特別委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議するものとします。取締役会は、株主総会において本プラン発動の決議がなされた場合には、株主総会の決定に従い、本プラン発動に必要な手続を遂行します。買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本プランの発動又は不発動に関する決議を行うまでの間、又は、上記株主総会が開催される場合には当該株主総会において本プラン発動に関する決議がなされるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(6) 具体的方策の内容

当社取締役会が不適切な買付け等に対抗するための具体的方策は、【別紙2】「新株予 約権無償割当の要項」に記載の新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無 償割当の方法による発行によります。

本新株予約権の主な内容は、以下のとおりです。

(a) 割当対象株主

本新株予約権の発行に関する決議(以下、「本新株予約権発行決議」といいます。)を行う時に当社取締役会が定める基準日(以下、「割当期日」といいます。)における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式(ただし、当社の保有する当社株式を除きます。) 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割当てます。

- (b) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当 たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株とします。
- (c) 本新株予約権の総数 割当期日における最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。)を上限とします。

- (d) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 本新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額は、1円とします。
- (e) 本新株予約権の行使期間 本新株予約権無償割当の効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までとします。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。
- (f) 本新株予約権の行使条件
 - ①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」、もしくは⑤「上記①ないし④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者」、又は⑥「上記①ないし⑤記載の者の関連者」(以下、①ないし⑥に該当する者を「非適格者」と総称します。)のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができます。また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、【別紙2】「新株予約権無償割当の要項」をご参照ください。
- (g) 本新株予約権の取得
 - ①当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ②当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができます。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合には、当該本新株予約権につき、当社は斯かる本新株予約権の取得を行うことができます。
- (h) 本新株予約権の譲渡 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成28年12月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。 ただし、斯かる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によってこれを廃止させることが可能です。

また、当社は金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の 検討に基づき、企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じ て本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み(上記Ⅱ. の取組み)について

上記 II. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される ことを防止するための取組み(上記Ⅲ. の取組み)について
- (1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

- (a) 買収防衛策に関する指針及び在り方の要件を完全に充足していること 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・ 株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則 (企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、 必要性・相当性の原則)を完全に充足していること及び平成20年6月30日に経 済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防 衛策の在り方」の内容にも充足しております。
- (b) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項) 本プランは、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。 また、上記Ⅲ.2.(7)「本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更」に 記載したとおり、本プランは有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項 が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。
- (c) 合理的かつ客観的な発動事由の設定 本プランは、上記Ⅲ.2. (4)(b)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ 詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社 取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえ ます。そして、斯かる発動事由は、わが国における裁判例の分析や上記「指針」 等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策の在り方を精緻に分析したうえで設定 されたものであります。
- (d) 特別委員会の設置 当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、斯かる特別委員会設置の目的に鑑み、上記Ⅲ.2. (4)(a)に記載する条件を満たす、当社取締役会から独立した者からのみで構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ることができるものとしております。特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定します。

(e) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと 本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃 止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当 社株主総会で取締役を指名し、係る取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

V. 株主及び投資家の皆様への影響

1. 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

2. 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当による本新株予約権の発行決議を行った場合、当該決議において定められる割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に金銭の払込み、その他下記3. 「本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要となる手続」(2)において記載する本新株予約権行使の手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。ただし、当社は、下記3. 「本新株予約権の発行に伴っ

て株主の皆様に必要となる手続」(3)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社が斯かる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することになり、保有する当社株式1株当たりの株式の価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的な価値の希釈化は生じません。

なお、発動の決定後に、本プランの発動の中止又は撤回が決定された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことになりますので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行った場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要となる手続

(1) 当社取締役会が本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当による本新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告します。

(2) 本新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が非適格者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることになります。

(3) 本新株予約権取得の手続

当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができると定めた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社 普通株式を交付する場合には、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該 本新株予約権の取得の対価として、1株の当社普通株式を受領することになります。その ため、この場合、本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしませんが、斯かる株主の皆 様には、別途ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご 提出いただくことがあります。

以上

事業報告

連結計算書類

特別委員会委員の略歴

矢部 丈太郎 (やべ じょうたろう)

略歴:昭和14年 出生

昭和38年 公正取引委員会事務局入局

平成 9 年 公正取引委員会事務総長

平成11年 大阪大学大学院法学研究科教授

平成14年 財団法人公正取引協会副会長(常務理事)

平成16年 実践女子大学人間社会学部教授

平成17年 株式会社オンワード樫山社外監査役(現任)

同 年 第一三共株式会社社外取締役 平成18年 当社特別委員会委員 (現任)

平成19年 株式会社オンワードホールディングス社外監査役(現任)

平成20年 公立大学法人横浜市立大学理事 (現任)

小林 敏男(こばやし としお)

略歴:昭和35年 出生

昭和63年 大阪大学経済学部助手

平成3年 経済学博士の学位取得(大阪大学)

平成15年 大阪大学大学院経済学研究科教授 (現任)

平成18年 当社特別委員会委員(現任)

森本 宏(もりもと ひろし)

略歴:昭和35年 出生

昭和62年 弁護士登録(大阪弁護士会)

同 年 北浜法律事務所入所

平成 4 年 北浜法律事務所パートナー

平成 7 年 日本金銭機械株式会社社外監査役(現任)

平成18年 当社特別委員会委員 (現任)

同 年 当社社外監査役 (現任)

平成20年 弁護士法人北浜法律事務所代表社員(現任)

平成22年 大阪弁護士会副会長

平成25年 北浜法律事務所グループCE〇 (現任)

以上

新株予約権無償割当の要項

(a) 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - 2) 本新株予約権を取得するのと引換えに当社普通株式を交付(当社普通株式を発行すること又はこれに代わる当社の有する当社普通株式を移転することをあわせていう。以下同じ。) する数及び本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに交付する数は、下記(b)に定める数とする。ただし、下記3)により対象株式数(下記3)により定義される。) が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - 3) 各本新株予約権の取得又は行使により当社普通株式を交付する数(以下、「対象株式数」という。) は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整 されるものとする。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、斯かる調整は本新株予約権のうち、当該時点で取得又は行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整に当たり、斯かる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額(下記2)により定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
 - 2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額(以下、「行使価額」という。) は、1円とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所本新株予約権発行決議において、当社取締役会が定める。
- (4) 本新株予約権の行使期間

下記(d)の本新株予約権無償割当の効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までとする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本金に組入れるもの とし、資本金に組入れない額は0円とする。
- (6) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 本新株予約権の取得

- ① 当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、下記(e)記載の(1)に定義する「非適格者」以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができる。当社は斯かる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- (8) 合併・会社分割・株式交換・株式移転の場合の本新株予約権に係る義務の承継

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において取得もしくは行使又は消却されていない本新株予約権に係る義務を、合併の場合には当該合併後存続する会社(以下、「吸収合併存続会社」という。)又は当該合併により設立する会社(以下、「新設合併設立会社」という。)に、吸収分割の場合には当該吸収分割の分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社(以下、「吸収分割承継会社」という。)に、新設分割の場合には当該新設分割の設立会社(以下、「新設分割設立会社」という。)に、株式交換又は株式移転の場合には当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社(以下、「株式交換又は株式移転の場合には当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社(以下、「株式交換完全親会社」又は「株式移転設立完全親会社」といい、以上の6者を併せて「存続会社等」という。)に、以下の決定方針に基づき承継させることができる。ただし、それぞれの場合について、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 承継された本新株予約権の目的たる株式の種類 存続会社等の普通株式
- 2) 承継された本新株予約権の目的たる株式の数合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- 3) 承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- 4) 承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の取得又は権利行使の条件、発行決議の失効等本要項に準じて、合併、会社分割、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。
- 5) 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡については、存続会社等の取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権証券の発行制限 本新株予約権証券は、これを発行しない。

(b) 本新株予約権の総数

本新株予約権の無償割当の基準日(下記(d)により定義される。)最終の発行済株式数(ただし、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。)に1を乗じた数を上限とする。

(c) 本新株予約権無償割当の対象となる株主

本新株予約権の無償割当の基準日(下記(d)により定義される。)における最終の株主名簿に記録された株主(下記(e)の定めにて新株予約権を行使できない者も含み、自己株式の保有者としての当社は除く。)

- (d) 本新株予約権無償割当の基準日及び効力発生日
 - (1) 基準日

当社取締役会が本プランの発動を決定した日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(2) 効力発生日

基準日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

- (e) 本新株予約権の行使の条件
- (1) ①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」、もしくは⑤「上記①ないし④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者」、又は⑥「上記①ないし⑤記載の者の関連者」(以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」という。)のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。
 - 1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)について、20%以上の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)を保有する者又は20%以上保有することになると当社取締役会が認める者をいう。
 - 2) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
 - 3) 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
 - 4) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
 - 5) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

- (2) 上記(1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
 - ①当社、当社の子会社又は当社の関連会社
 - ②当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間(ただし、当社取締役会は斯かる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
 - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
 - ④その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)
- (3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、1) 所定の手続の履行もしくは2) 所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は3) その双方(以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合(以下、「準拠法行使禁止事由」という。)には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、1) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に 定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ2) その保有する本新株 予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取 決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合 に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、斯かる場合に限り、当該米国に所在する者 が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国 における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記1)及び2)を充足しても米国証券法上適 法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (5) 上記(1)ないし(4)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(f) 本新株予約権の行使方法等

(1) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が非適格者にも該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会並びに本邦証券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下、「添付書類」という。)を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使できるものとし、斯かる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(2) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及 び添付書類が払込取扱場所に到着した時とする。本新株予約権の行使の効力は、斯かる本新株予約権の行 使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額 に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(g) 新株予約権者に対する通知

- (1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、斯かる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- (2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。
- (h) 金融商品取引法による届出

上記各項については、金融商品取引法による届出を必要とするときは、その届出の効力発生を条件とする。

(i) 法令の改正等による修正

法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪市北区天満橋一丁目8番50号 帝国ホテル大阪 3階 エンパイアルーム TEL (06) 6881-1111

【交通案内】

- ●JR大阪環状線桜ノ宮駅西口より徒歩約6分
- J R 東西線大阪天満宮駅 J R 1号出入口より徒歩約14分
- ●地下鉄堺筋線又は谷町線南森町駅3号出入口より徒歩約15分
- ●地下鉄堺筋線扇町駅 4号出入口より徒歩約15分



◎当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

(お願い) お車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申しあげます。

